

第13号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩



## 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「38,142円」を「35,622円」に改め、同項第2号中「52,011円」を「49,870円」に改め、同項第3号中「55,479円」を「53,433円」に改め、同項第4号中「62,414円」を「64,119円」に改め、同項第5号中「69,348円」を「71,244円」に改め、同項第6号中「83,218円」を「85,492円」に改め、同号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「90,153円」を「92,617円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号中「104,022円」を「106,866円」に改め、同項第9号中「117,892円」を「121,114円」に改め、同項第10号中「124,827円」を「128,239円」に改め、同項第11号中「131,762円」を「135,363円」に改め、同項第12号中「138,696円」を「142,488円」に改め、同項第13号中「145,631円」を「149,612円」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第11条第2項第2号中「第136条第6項」を「第135条第6項」に改める。

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。



中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35,622円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49,870円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>53,433円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,119円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>71,244円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>85,492円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）<u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,142円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,011円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,479円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,414円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,348円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>83,218円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

同じ。)が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 92,617円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,866円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 121,114円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 128,239円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 135,363円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 142,488円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 149,612円

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 90,153円

ア 合計所得金額が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 104,022円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 117,892円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 124,827円

ア・イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 131,762円

ア・イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,696円

ア・イ (略)

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 145,631円

(保険料の徴収猶予)

第11条 (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、徴収の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付（法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払に係る月

(3) (略)

3 (略)

第21条 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物

2 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の第3基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条の3の規定にかかわらず、3,000,000円とする。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,674円とする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 (略)

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、徴収の猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 徴収の猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付（法第136条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払に係る月

(3) (略)

3 (略)

第21条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文

件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。